

日本家庭科教育学会学会賞規定

(設置)

第1条 本学会に、日本家庭科教育学会学会賞(以下「学会賞」という)を設ける。

(目的)

第2条 本学会員の優れた研究を顕彰することにより、本学会員の一層の研究活動を奨励し、本学会の質的向上を図ることを目的とする。

(学会賞の対象者)

第3条 学会賞は、家庭科教育に関する研究において顕著な業績をあげた者で、主な研究成果を日本家庭科教育学会誌に3報以上発表し、今後とも学会の研究の推進に貢献できる正会員とする。

(候補者の選考)

第4条 学会賞の受賞候補者の選考は、正会員からの他薦、自薦による学会賞被推薦者を含め、学会賞選考委員会が第3条に基づき3名以下の学会賞候補者を選考し、会長に報告する。

2 会長は、受賞候補者推薦の依頼を、毎年学会誌に公示し、推薦者は、11月末までに所定の様式により推薦するものとする。

(受賞者の決定)

第5条 会長は、学会賞選考委員会によって選考された学会賞候補者について理事会に諮り、受賞者2名以内を決定する。

2 受賞者本人に対しては、会長よりその旨書面をもって通知する。

(学会賞の贈呈)

第6条 学会賞の贈呈は総会において行い、賞状ならびに副賞を贈呈する。また、審議経過概要を学会誌に発表する。

(規定の改廃)

第7条 本規定の制定および改廃は理事会の議決を経るものとする。

附則 この規定は、2008年9月20日の理事会において制定し、ただちに施行する。

附則 この規定は、2012年6月29日の理事会において改正し、ただちに施行する。

附則 この規定は、2015年6月26日の理事会において改正し、ただちに施行する。

学会賞選考委員会内規

1. 選考委員会の委員は、理事 2 名、理事以外 3 名の 5 名とする。学会賞の被推薦者の共著者及び推薦者は選考委員になることができない。
2. 選考委員会の委員の選任及び運営は以下による。
 - (1)選考委員会の委員は理事会で選出する。
 - (2)委員長及び副委員長の選出は、互選による。
 - (3)委員会は、委員長が召集し、委員会は委員の過半数の出席がなければ成立しない。
 - (4)委員長に事故のあるときは、副委員長がその職を代行する。
 - (5)委任状提出者は、出席者とする。
 - (6)欠席委員は、書面により意見を述べるができる。
 - (7)推薦書及び提出書類については、推薦者または被推薦者に照会することができる。
3. 選考委員会の委員長は、被推薦者に次の書類を、各 2 部提出させる。
 - ①略歴書
 - ②受賞対象となる主な研究成果の統一テーマと、このテーマに関係する対象論文の目録及び別刷り又はコピー
 - ③被推薦者の全ての研究業績目録
4. 受賞候補者の選考は、学会賞規定第 3 条の学会賞の対象者資格と学会賞受賞者選考基準に関する申し合わせに基づき、受賞候補者を選考し、選考理由を付して、4 月の理事会までに会長に報告する。
5. 本内規の改廃は理事会の議決を経るものとする。

附則 この規定は、2008 年 9 月 20 日の理事会において制定し、ただちに施行する。

附則 この規定は、2017 年 4 月 22 日の理事会において改正し、ただちに施行する。

附則 この規定は、2023 年 9 月 17 日の理事会において制定し、ただちに施行する。

学会賞受賞者選考基準に関する申し合わせ

1. 本学会正会員であって、学会の発展に顕著な業績をあげ、今後とも学会の研究の推進に貢献できる者。
2. 本学会に掲載された論文について、以下の方法で算出した評価点が 3.0 点以上である者。
3. 評価点の算出方法は以下のとおりとする。日本家庭科教育学会誌に掲載された投稿論文について、研究論文を 1.0 点、資料を 0.7 点とする。日本家庭科教育学会誌に掲載された以外の論文は、0.5 点とする。ただし、原則として共著論文については、筆頭者が 1 報の $1/2$ とし、筆頭者でない共著者の場合には $\{1 報の 1/2 \div (\text{筆頭者以外の共著者の数})\}$ とする。たとえば、3 人の共著報文 1 報の場合には、その筆頭者は 0.5 点、他の共著者は 0.25 点となり、3 人分を合計すると 1.0 点、つまり 1 報分の評価となる。
4. 本申し合わせの変更は理事会の議を経て行う。

附則 この規定は、2008 年 9 月 20 日の理事会において制定し、ただちに施行する。

附則 この規定は、2017 年 4 月 22 日の理事会において改正し、ただちに施行する。